

■盗難された通帳等を用いた信託財産の払戻しによる被害の補てんに関する方針■

1. 方針の適用範囲等

(1) この方針は、盗難された通帳、証書(以下、「通帳等」といいます。)を用いて不正な信託財産の払戻し※が行われた場合における当行(受託者)による補償について定めるものです。

※「払戻し」とは、各信託契約に定める信託財産の交付および貸付信託受益証券の買取代金の支払いを指し、当座貸越による支払いを含みます。

(2) この方針は、個人のお客さまの信託取引を対象とします。ただし、通帳または信託証書を発行する取引に限ります。信託契約書等により信託契約を締結する取引は対象となりません。

2. 盗難された通帳等による不正な信託財産の払戻し等

(1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な信託財産の払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、受益者は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料・配当金を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、受益者および当行が必要と認めた信託関係者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが受益者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを受益者または当行が認めた信託関係者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料・配当金を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび委託者または受益者に過失(重大な過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の定めは、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗難された日(通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳等を用いて行われた不正な信託財産の払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 当該払戻しが委託者または受益者の重大な過失により行われたこと
 - B. 受益者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 委託者、委託者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - D. 受益者および当行が必要と認めた信託関係者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該信託財産について受益者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。

(6) 当行は、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、各号に定める額の限度において第1項にもとづく補てん請

求には応じることはできません。

- ① 不正な払戻しを受けた者その他の第三者から受益者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該受取額
- ② 不正払戻しにより被った損害について受益者が保険金を請求できる場合には当該保険金相当額
- (7) 当行が第2項の定めにもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該信託財産にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の定めにもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して受益者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. 方針の変更

当行が必要と認めた場合は、この方針を変更することがあります。この方針を変更する場合は、変更内容を当行ホームページにて告知することとし、変更日以降は変更後の方針を適用するものとします。

以上

[ご参考]信託の委託者または受益者の重大な過失または過失となりうる場合の事例について

1. 委託者または受益者の重大な過失となりうる場合

委託者または受益者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

- (1) 受益者が委託者以外の者に、または委託者が受益者以外の者に通帳を渡した場合
- (2) 受益者が委託者以外の者に、または委託者が受益者以外の者に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他委託者または受益者に(1) および(2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記(1) および(2) につきましては、ご病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。